



浜松民商ニュース

コロナ・インフルエンザが流行っています。体調管理に気をつけましょう！



2023年10月号

浜松民主商工会第67回定期総会 NO.4
発行：浜松民主商工会 作成：柴田（事務局）
浜松市中区葵東2-16-18 TEL:053-439-4131
はまみんブログ: <http://hamamin.hamazo.tv/>

インボイス中止 消費税減税 保険証残せ 岸田政権打倒

9・14全中連全国中小業者決起集会

9月14日(木)東京で開催され505名が参加し、インボイス中止、消費税減税、保険証残せ、岸田政権打倒の共同を呼びかける集会アピールを採択しました。浜松民商からは正田会長と事務局柴田が参加しました。



インボイス中止、消費税減税 保険証を残せ、岸田政権打倒
9・14 全国中小業者決起集会
主催：全国中小業者団体連絡会

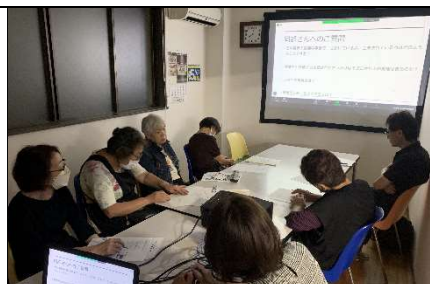
開会あいさつした太田義郎代表幹事（全商連会長）は「岸田内閣は巨額の軍事費で軍拡競争に対応するというが、平和でこそ営業・暮らしは守られる。インボイスではなく、消費税減税を求めよう」と述べました。

決起集会に先立ち8府省庁、国会議員にインボイス中止などを要請しました。静岡県ではフグルーに付け議員訪問をしました。浜松民商では深澤陽一議員（自民）と源馬謙太郎議員（立憲）を訪問。源馬議員は地元に戻っているとのことと会えませんでした。深澤議員も不在でしたが、秘書の方に対応してくれ、議員の意見は聞けませんでした。インボイスについては中小業者の負担増や免税業者が取り排除になる危険性について伝え「これが中小業者の現状だと理解してほしい」と訴えてきました。

今回は特に消費税5%への引き下げとインボイス実施中止を訴えて要請行動を行いました。ほかのグループでは「うちは逆の考えで、安全保障重視でインボイス賛成です」と男性秘書（自民）が非常に強い口調で震えながら言ってきた。とても攻撃的な対応で驚いたと報告がありました。

知恵と工夫で危機打開！ 第22回中小商工業全国交流・研究集会

9月13日、8～10日に初の全面オンラインの交流研究集会が開催され、分科会など18の企画に1300名が参加しました。浜松民商事務所でも集まって視聴し、全部で15名が参加しました。



今回はオンライン開催ということで日頃なかなか参加できない方も自宅から参加することができ、参加者も多かったです。婦人部役員会の前にも「危機打開に負けない私の経営改善」のパネルディスカッションを視聴し、商売の刺激になりました。参考になったと感想がありました。

消費税廃止各界連宣伝行動

9月24日(日)新浜松駅高架下で宣伝行動が開催され、3団体16名が参加しました。10月に実施予定のインボイスに反対の大宣伝として浜松民商からは7名が参加しました。インボイス制度が実施されれば、小規模な事業者やフリーランスの税負担や事務負担が激増します。事業者の負担増が価格に転嫁されれば、消費者の負担増になります。インボイスの実施で電気代が上がる、ことが明らかになり、国会でも取り上げられました。

実質賃金が減り続け、物価高が続くときに、1兆円もの消費税増税をもたらすインボイスを実施するなど許せません。52万人分を超えるオンライン署名が提出されるなど、世論と運動が政府を動かしています。インボイス廃止に向けて力を合わせましょう！



知らなかったでは済まされない！ インボイス対応記帳(簡易課税) & 電子帳簿保存法学習会



インボイス登録後、取引先への通知や領収証の対応をしているかと思います。しかしそれだけでは足りません。記帳は今の対応が必須です。

2023年末に有期期間が終わる電子帳簿保存法についても学習を行ないます。インターネットでの物品購入する人や、メールで請求書等のやりとりをする人は対象です。

学習会に参加しないとヤバイ！
納税額が増える!?

場所：民商事務所

日時：10月25日(水) 午後7:00～

10月26日(木) 午後1:30～

10月27日(金) 午後1:30～・午後7:00～

※資料準備のため、
事前予約をお願いします

暮らしと福祉・教育の充実を！ ☆静岡県交渉開催☆

11月2日(木)、民商も加盟する「国民大運動静岡県実行委員会」主催で県交渉が行われます。私たち県民の生活にのしかかる多くの危機や不安を解消や改善するように求めます。

民商では補助金の創設や再公募、融資、マイナンバー、土砂災害への補助など19項目を要望しています。

参加希望の方は10/27(金)までに民商事務所までご連絡ください。

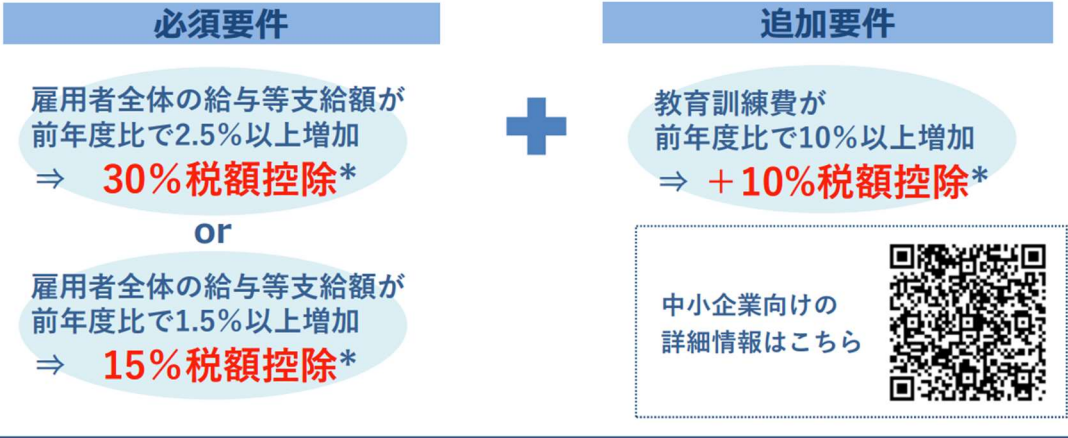
企業と労働者にメリットあり！賃上げ促進税制

賃上げ促進税制とは、給与を引き上げる企業や個人事業主に対する税制支援策です。税額控除は法人税（所得税）が直接減額されるため、大きな節税効果が期待できます。対象は青色申告を提出する企業や個人事業主で、適用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）となります。

賃上げ促進税制には、要件を満たした中小企業だけが適用できる「中小企業向け」と、大企業を含むすべての青色申告の事業者が適用できる「大企業向け」があります。中小企業の場合、雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%を税額控除**となります。

＜中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）＞

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等
適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）



注意点

役員等への給与は対象外

国内雇用者に対する給与等のみが対象です。役員及び役員の特典関係者等は対象外です。

法人税・所得税申告時に添付書類が必要

賃上げ促進税制を活用する際、特別な事前認定や届け出の必要はありません。しかし、賃上げ促進税制の適用を受けるためには、法人税または所得税の申告時、確定申告



書にて「税額控除の対象となる金額を記載した書類」や、「金額の計算に関する明細書」などの添付が必要です。

給与等の金額から控除する必要があるものの確認

中小企業向けでは、給与等の金額が増加していれば税額控除の対象になります。

残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当等は本制度の対象となる給与に該当しますが、税額控除の計算にあたって、給与等の金額から差し引くべきものがあるかどうかの注意が必要です。

給与等の金額から差し引くものとして、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースなど雇用に関する助成金）や、出向者がいる場合の出向元法人から支払を受けている金額等が当てはまります。

今後の予定

- 10月2日～10月31日 浜松民商共済会集団健康診断
- 10月 4日（水） 一般パソコン教室（要予約）
- 10月 7日（土） 無料法律相談（要予約）
- 10月11日（水） 一般パソコン教室（要予約）
- 10月15日（日） 婦人部料理教室 フルーツ大福作り
- 10月16日（月） なんでも相談会
- 10月19日（木） 弥生会計記帳学習（要予約）
- 10月22日（日） 全商連全国会長・事務局長会議
- 10月23日（月） 初心者パソコン教室（要予約）
- 10月24日（火） 消費税廃止各界連署名行動
- 10月25日～27日 インボイス電帳法学習会（要予約）
- 10月27日（金） 浜松市国保署名提出

なくそう！日米軍事同盟・米軍基地 2023 年日本平和大会 in 鹿児島

11月11日（土）・12日（日）

全国から「平和の願い」をもちより、学び・交流・発見する全国集会です。「戦争準備」ではなく、「平和の準備を！」をテーマに鹿児島市内で開催されます。

- 11月11日 13:00～15:30 開会集会
- 16:30～18:30 学びと交流のつどい
- 11月12日 9:00～11:50 シンポジウム・分科会
- 13:30～15:00 閉会総会・パレード

現地参加の他にオンライン参加もできます。参加希望の方は民商事務所までご連絡ください。